

「住もうよ！ひこね」リフォーム事業

市内産業および雇用の活性化ならびに居住環境の向上を図り、地域経済活性化の促進を図るとともに、移住の世帯、新婚の世帯および子育ての世帯ならびに三世代同居における居住環境を整え、定住人口の増加を図るため、市内業者（市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者）を利用して市内で住宅の改修等をした場合に助成金を交付します。

「事前申込み」の受付期間 ※ 土・日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
〈第 1 回 (250 件程度を助成)〉平成 29 年 4 月 3 日(月)から平成 29 年 5 月 31 日(水)まで
〈第 2 回 (250 件程度を助成)〉平成 29 年 9 月 1 日(金)から平成 29 年 10 月 31 日(火)まで

- ① 助成金を受けるまでの手続方法および必要書類については、2 ページをご覧ください。
- ② 「事前申込み」で、助成候補者を選定します。第 1 回の助成候補者は 6 月中旬に、第 2 回の助成候補者は 11 月中旬に、『助成金交付申請の案内』を郵送します。
- ③ 「交付申請」を希望される方は、工事着手前に、本手引きをご確認の上、2 ページ記載の【必要書類】をご準備ください。【必要書類】が不足する場合は、申請の受付ができません。
- ④ 事前申込みの状況次第で、追加募集（第 3 回事前申込み）を行う可能性があります。

● 申請要件

- ① 申請者は、申請する市内の住宅に自ら居住し、その場所に住民登録をしていること。
- ② 申請する住宅（外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む。）は、申請者またはその 2 親等内の親族が所有していること。
- ③ 申請者は、申請時において市税の滞納がないこと。
- ④ 申請する住宅（その住宅の敷地を含む。）に係る固定資産税の滞納がないこと。
- ⑤ 工事期間は、平成 29 年 4 月 1 日以降の着工で、平成 30 年 3 月 31 日までに完了すること。
- ⑥ 工事費は、市内業者による助成対象工事の経費が 20 万円以上（消費税を含む。）であること。

● 留意事項

- ① 今回の工事に当たり、彦根市や国県等から他の補助等を受ける場合は、原則として本事業の助成対象としません。ただし、他の補助等の額が明らかな場合は、その補助等の額を差し引いた額が 20 万円以上（消費税を含む。）であれば、本事業の助成対象とします。
- ② マンション等の集合住宅は自己所有（2 親等内の親族が所有する場合を含む。）部分のみを、店舗等との併用住宅は居住部分のみを対象とします。
- ③ 事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。
- ④ 本事業の申請回数は、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して、いずれも 1 回限りとなります。
- ⑤ 対象となる住宅および土地が共有名義であっても、複数人による申込みはできません。
- ⑥ 平成 28 年度「住もうよ！ひこね」リフォーム事業を利用された方は、申込みできません。
- ⑦ 賃貸または売却を目的とした工事は、対象としません。
- ⑧ 個人の施工業者が、自らの住宅の改修等を行う場合は、対象としません。

● 助成対象工事

『助成対象工事一覧（3・4 ページ）』をご覧ください。

● 助成金額

- ① 限度額 10 万円 （助成率は助成対象工事経費の 10% で、1,000 円未満切捨て）
- ② 限度額 15 万円 下記のいずれか一つ以上の要件に該当する場合
 （助成率は助成対象工事経費の 15% で、1,000 円未満切捨て）

移住の世帯	平成 28 年 4 月 1 日から交付申請日までに彦根市外から彦根市内に転入し、居住を継続
新婚の世帯	平成 28 年 4 月 1 日以後に婚姻の届出をし、交付申請日において、同居して婚姻を継続
子育ての世帯	交付申請日において、中学生以下の者が同居
三世代同居	交付申請日において、親・子・孫等の 3 以上の世代が、同一の敷地内の住宅に居住

※上記要件の他、世帯全員が住民登録し、同居していることが必要です。

● 手続方法

1 申請者 による手続

■事前申込み

第1回申込期間：平成29年4月3日(月) ～ 平成29年5月31日(水)

第2回申込期間：平成29年9月1日(金) ～ 平成29年10月31日(火)

※申込書は、彦根市役所地域経済振興課・支所・各出張所に設置するほか、彦根市ホームページからダウンロードすることができます。

※申込書に必要事項を記入し、押印の上、彦根市役所地域経済振興課の窓口までご提出ください。



2 市 による手続

■交付申請の案内等

第1回郵送時期：平成29年6月中旬

第2回郵送期間：平成29年11月中旬

- 【1】抽選により当選者（助成候補者）を決定します。
- 【2】当選者には『助成候補者決定通知書』および申請方法を明記した『助成金交付申請の案内』を、落選者には『落選通知書』を郵送します。



3 申請者 による手続（当選者のみ）

■交付申請書の提出

提出期限：原則、「工事完了日」から数えて30日以内（最終期限：平成30年4月6日まで）

※『助成金交付申請の案内』に同封する「交付申請書」「交付請求書」に次の書類を添えて、彦根市役所地域経済振興課の窓口まで提出してください。

【必要書類】

- ① 「住宅」および「敷地(外構工事を行う方)」の所有者を証する書類(写し)（例：登記事項証明書）
※本市で確認できる場合は、必要ありません。
- ② 助成対象者と所有者が異なる場合、両者の関係が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本
※本籍地が本市以外の場合のみ必要となります。
- ③ 移住の世帯、新婚の世帯、子育ての世帯および三世帯同居のいずれか一つ以上の要件に該当する場合、
家族状況申告書 ※該当要件の確認できる戸籍謄本または戸籍抄本が必要な場合があります。
- ④ リフォーム前の現況写真
- ⑤ リフォーム後の完成写真（※リフォームされるすべての場所の写真が必要です。）
- ⑥ 図面(④⑤の写真の位置が分かるもの)
- ⑦ 領収書(写し)または金融機関等の振込済証明書(写し)
- ⑧ 工事費内訳書(工事内容と金額の内訳が分かるもの)(写し)
- ⑨ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書
- ⑩ その他必要な書類



4 市 による手続

■書類審査 ⇒ 支払

支払時期：交付申請日から数えて約2箇月後

- 【1】提出書類を審査します。（場合により現地調査を行います。）
- 【2】助成を決定した人（助成決定者）には『交付決定通知書』を郵送します。
- 【3】提出いただいた「交付請求書」に基づき、助成金を交付します。

【助成対象工事一覧】

(平成28年度と同じです。)

対象となる工事（○）

※自己所有（2親等以内の親族が所有する場合を含む。）の住宅および敷地に係る工事に限りません。
※敷地は、住宅と同一の敷地内に限ります。

① 住宅の増築[※1]、改築[※2]、修繕等の工事

[※1] 増築工事とは、既存の住宅部分がない場所に住宅の床面積を増加させる工事や、既存の住宅部分以外を住宅に変更し住宅の床面積を増加させる工事です。

[※2] 改築工事とは、既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に改めて住宅を建築する工事です。

- 風呂、台所、洗面所、トイレの改修（例：システムキッチン、ユニットバス、洗面台、便器等）
- 玄関、廊下、階段、部屋の改修（例：間仕切り、段差解消（バリアフリー）、作り付け収納家具、埋め込み型エアコン、埋め込み型照明器具等）
- 壁、床、天井等の内装工事（例：クロス、フローリング、床暖房等）
- 畳の取替え、建具の交換（例：ドア、襖、障子、シャッター、窓ガラス、網戸、サッシ等）
- 内装工事に伴うインテリア製品の取替え（本体代金を含む。例：室内カーテン、ブラインド、カーペット、LED照明器具等。ただし、工事を伴わない製品の購入のみは対象外。）
- 設備工事（例：給排水衛生、電気、ガス、換気等）
- 配線工事（例：電話、インターネット等）
- 屋根、外壁等の外装工事（例：ふき替え、張替え、塗装、防水加工、雨どい交換等）
- 改修等工事を伴うハウスクリーニング
- 改修等工事を伴うシロアリ駆除その他の防虫や消毒等の薬剤散布

② 下水道工事

- 公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置、左記に伴う排水管清掃

※ 下水道工事をされる場合、宅内排水設備に係る申請が必要な場合があります。

③ 外構工事

詳しくは、上下水道業務課 ☎22-5458 までお問い合わせください。

- 庭園、井戸、門、塀等の設置・改修、エントランス舗装等
- 車庫、物置等の設置・改修

④ 防犯対策工事

- 防犯性の高いドア、サッシ、ガラス等への交換
- 防犯カメラ、防犯ライト、防犯センサー等の設置（本体代金を含む。）

⑤ 省エネ対策工事

- 太陽熱高度利用設備の設置（本体代金を含む。例：太陽熱温水器、太陽熱発電、ソーラー等）
- 高効率給湯器の設置（本体代金を含む。例：エコキュート、エコウィル等）
- 床、壁、窓、天井、屋根等の断熱改修（例：ペアガラス、二重窓、高反射率塗装等）
- 熱交換型換気扇の設置（本体代金を含む。）
- 家庭用電気自動車充電器、家庭用蓄電池の設置（本体代金を含む。）

対象とならないもの
(
×
)

◎ 新築工事および新築工事と併せて行う工事（下水道工事、防犯対策工事、省エネ対策工事等）

◎ 購入が主であるもの

- 家電製品の本体価格（テレビ、エアコン、暖房機器、冷蔵庫、食器洗浄機、炊飯器、扇風機、ストーブ等）
- 厨房製品（レンジ、オーブン、ガスコンロ等）
- 作り付け以外の家具、書庫、OA機器等
- 工事機械、工具等

◎ 重複助成となるもの

- 他の補助等（国・県・市）の対象となる工事経費
- 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事経費
- 災害等による保険給付金の対象となる工事経費

◎ その他

- 各種申請にかかる手数料、製品の保証料、保険料等
- 改修を伴わない解体工事
- 土地の購入のみ
- 屋外広告物等の設置・更新
- 店舗、工場、事務所等の住宅以外の工事
- 共同住宅の共用部分の工事

〈 お問合せ 〉 彦根市役所 産業部地域経済振興課（3階）

〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL : 0749-30-6119 FAX : 0749-24-9676

※平成29年8月から本庁舎耐震化工事に伴い、彦根駅西口仮庁舎で業務を開始する予定です。

詳しくは、広報ひこね、市ホームページで随時お知らせしますので、ご確認ください。

期 間 : 平成29年8月～平成31年5月

場 所 : アル・プラザ彦根（大東町）3階4階